

# インターネット情報資源の国家的収集

——ドイツ国立図書館法案——

渡邊 斉志

## 【目次】

- I 法案の概要
  - II インターネット情報資源に関する規定
  - III 法案に対する連邦参議院の意見
- 翻訳：ドイツ国立図書館法案

学術の振興を通じて国際競争力の向上を図るためにも、また、文化の発展を通じてソフトパワーを高めるためにも、過去から現在に至るまでに生産され続けている知的成果の有効な活用は欠くことのできない要件である。そのため、各国とも国立図書館を設置し、国内で発行された文献の網羅的収集、その文献情報の作成と流通、収集した文献の保存などにあたらせている。そして、我が国においても、これらは国立国会図書館法の規定に基づいて国立国会図書館の任務の一部とされている。

しかし、紙媒体、磁気媒体、光媒体のような有体物に記録された情報が図書館によって半永久的に保存され、利用に供されてきたのとは対照的に、インターネット上の情報は、制度的に保存されることなく、次々に消滅しているのが現状である。そのため、いわゆる先進国にとっては、これらインターネット情報資源（ネットワーク系電子出版物）を収集・保存するための法的な枠組みを整備することが、喫緊の課題となっている<sup>(注1)</sup>。

この問題については、我が国においても、国立国会図書館の納本制度審議会が平成16年12月に答申を行ったところであるが<sup>(注2)</sup>、ドイツでは、連邦政府が2005年5月27日に、ネットワーク系電子出版物の国立図書館への納入義務を定めた<sup>(注3)</sup>

法案「ドイツ国立図書館法案<sup>(注4)</sup>」を連邦参議院に送付した。

法案に対する連邦参議院の意見表明は7月に行われたものの、その後、連邦議会議員選挙が2005年9月に前倒しで実施されることになったため、法案は審議未了のまま廃案となった。したがって、ドイツには、インターネット情報資源を国家的に収集するための法的枠組は未だ存在していない。

しかしながら、この法案は、インターネット情報資源の国家的収集に関する、ドイツでの議論の一応の到達点を示すものであり、我が国で同様の制度を設計する際には大いに参考になるものと思われる。

そこで、本稿では、この法案の概要を紹介するとともに、法案の邦訳を掲げることとする。

## I 法案の概要

法案では、「ドイツ国立図書館法」と称する新法を制定し、現行の「ドイツ図書館法」は廃止するとされている。これにより、ドイツ図書館（Die Deutsche Bibliothek）は、その任務の変更にあわせて、名称もドイツ国立図書館（Die Deutsche Nationalbibliothek）に改められることになる。

全22条からなる法案の概要は次のとおりである。

### （組織・機構）

ドイツ国立図書館を、ドイツの中心的保存図書館とし、かつ、全国書誌センターとする。同館は、現在のドイツ図書館同様、ドイチェ・ビューヒェライ（ライプツィヒ市）、ドイチェ・

ビブリオテーク（フランクフルト・アム・マイン<sup>(注6)</sup>）及びドイツ音楽資料館<sup>(注7)</sup>により構成される。

#### （第1条）

ドイツ国立図書館には、管理委員会、図書館長、審議会が置かれる。管理委員会は、連邦政府から5名、ドイツ書籍出版販売取引業者組合から3名、ドイツ学術振興会、ドイツ音楽出版社連盟、連邦音楽産業連盟、フランクフルト・アム・マイン市から各1名ずつ選出された委員によって構成される。管理委員会は、ドイツ国立図書館にとって重要なすべての事項について決定を下す権限を有する。管理委員会は、ドイツ国立図書館の任務の遂行状況を監視する。（第6条）

審議会は、ドイツ国立図書館に関するすべての事項について、管理委員会及び館長に助言を行う。管理委員会は、審議会の構成員として12名の専門家を任命する（うち半数はドイツ書籍出版販売取引業者組合の提案に基づいて任命する）。管理委員会は、ドイツ音楽資料館の審議会の構成員として12名の専門家を任命する（3名はドイツ音楽出版社連盟、3名は連邦音楽産業連盟、それぞれの提案に基づいて任命する）。

#### （第8条）

#### （機能）

ドイツ国立図書館は、1913年以降にドイツで発行された「公表著作物（Medienwerke<sup>(注8)</sup>）」及び国外で発行されたドイツ語・ドイツ関連の公表著作物の収集・整理・書誌作成・保存・提供を主たる任務とする。（第2条）

#### （納入義務）

1913年以降にドイツで発行された有体の公表著作物は、2部（貸借のための楽譜については1部）を納入しなければならない。

1913年以降に国外で発行されたドイツ語・ドイツ関連の有体の公表著作物は、最初に頒布権

を有する者がドイツに居所を置いている場合には、1部を納入しなければならない。

1913年以降にドイツで発行された無体の公表著作物は、1部を納入しなければならない。

頒布または公衆の利用が可能となった時点から1週間以内に納入義務が履行されない場合には、ドイツ国立図書館は、督促を行った後に、納入義務者の費用により、他の方法で入手する権限を有する。（第14条）

#### （納入義務者）

公表著作物を頒布し、または、公衆の利用を可能にする権限を有する者で、かつ、ドイツに居所を置く者は、納入の義務を負う。（第15条）

#### （納入手続）

納入義務者は、公表著作物を、完全な状態で、利用を制限されない状態で、かつ、ドイツ国立図書館の保存に適した状態で、無償で、自らの負担により、頒布または公衆の利用が可能となった時点から1週間以内に、同館または同館が指定した機関に納入しなければならない。

無体の公表著作物については、ドイツ国立図書館が定める基準に従って収集が可能な状態に置くことで納入に代えることができる。（第16条）

#### （情報開示義務）

納入義務者は、公表著作物を納入する際に、ドイツ国立図書館の求めに応じて、同館が必要とする情報を無償で提供しなければならない。この義務が履行されない場合には、ドイツ国立図書館は、頒布または公衆の利用が可能となった時点から1か月が経過した後に、納入義務者の負担で当該情報を入手する権限を有する。（第17条）

#### （補助金）

有体の公表著作物の無償納入が納入者にとつ

て過度な負担となる場合には、ドイツ国立図書館は、申請に基づき、作成費用に対する補助金を納入義務者に支払う。(第18条)

### (罰金)

納入義務者が公表著作物の納入を適時・適切に行わなかった場合には、秩序違反とする。業として活動している納入義務者が過失により適時・適切に納入を行わなかった場合も、秩序違反とする。

秩序違反行為は、1万ユーロ(約137万円)以下の過料に処することができる。(第19条)

## II インターネット情報資源に関する規定

この法案の最大の眼目は、これまでも図書をはじめとする出版物の義務的納入先となってきたドイツ図書館を、インターネット情報資源の義務的納入先にもしようとする点にある。つまり、この法改正により、同館は、ドイツで発行された事実上すべての出版物・インターネット情報資源を一元的に収集する機関となることが想定されている。

法案中、納入義務の対象となる著作物のうち「無体の公表著作物」とされているのがインターネット情報資源で、我が国で「ネットワーク系電子出版物」と呼ばれているものに相当するものである。上述したとおり、これらの著作物については、納入義務者は、公衆が利用できる状態になってから1週間以内に納入しなければならないとされている。ただし、実際には、ネットワーク上の著作物については、いわゆるロボットによる収集(ハーベスティング)が想定されているため、納入義務者は、対象となる著作物を、ドイツ国立図書館が指定した状態(ハーベスティングが可能な状態)でネットワーク上に置いておけばよいとされている。(第16条)

また、納入義務者には、著作物を納入する際

に、ドイツ国立図書館が必要とする情報を無償で提供しなければならないという情報開示義務が課されているが、そこでは、主として、納入著作物の書誌情報(著者、タイトル、発行日等)の提供が想定されていると思われる。すなわち、現行のドイツ図書館法では、納入義務者は、納入対象出版物の目録をドイツ図書館に提出することが義務付けられているが、インターネット情報資源についても同様に、目録に相当する情報(メタデータ)を提供させ、もってドイツ国立図書館の整理・書誌作成コストを節減しようとするものと考えられる。

このほか、納入義務を履行しなかった場合に適用される罰則規定も、現行法には見られないものである。(第19条)

## III 法案に対する連邦参議院の意見

連邦政府から法案を送付された連邦参議院は、2005年7月8日、意見表明を行った<sup>(注9)</sup>。

そこでは、「ドイツ国立図書館」という名称を改め、従来と同じ「ドイツ図書館」とすべきであり、また、審議会の構成員の数を12名ではなく14名とし、増員する2名については連邦参議院が選出するようにすべきであるとの主張が明らかにされている。

これについて連邦参議院は、次のような理由を挙げている。

### (改称について)

- ・ドイツにおいては、国立図書館としての機能は、ドイツ図書館、バイエルン国立図書館<sup>(注10)</sup>、そしてプロイセン文化財団国立図書館<sup>(注11)</sup>が分担して担ってきた。したがって、ドイツ図書館の名称を「ドイツ国立図書館」に改めることは、事実と反する。
- ・ドイツ国立図書館を構成するドイチェ・ビューヒェライとドイチェ・ビブリオテークはいずれも、そもそもは書籍商組合が設立し

たものであり、国が関与するようになったのは時代が下ってからに過ぎない。したがって、同館の名称を「ドイツ国立図書館」に改めることは適当ではない。

- ・ドイツ図書館の名称を「ドイツ国立図書館」に改めると、同館が唯一の国立図書館であり、バイエルン国立図書館とプロイセン文化財団国立図書館は国立図書館でないかのような誤解を招く。

### (審議会の構成について)

- ・法案では、ドイツ国立図書館のサービスは原則有償とされているが、これは、同館が作成した書誌データ等も有償で提供されうことを意味する。このように、ドイツ国立図書館の運営は全国の図書館に影響を及ぼすものである以上、審議会には州の代表も参加するよう<sup>(注13)</sup>にすべきである。

連邦議会が解散したため、連邦参議院の意見に対する連邦政府の見解は示されていない。

しかし、連邦参議院が、ドイツ国立図書館の運営に州を関与させるよう求めているのに対し、連邦政府は、この法案の成立には連邦参議院の同意は必要ないとして<sup>(注14)</sup>いる。したがって、連邦と州の間での権限の配分については意見対立が存在しているものと考えられる。

他方、法案の根幹をなす、インターネット情報資源のドイツ国立図書館への納入義務化については、管見する限りでは、州からも、また、主要政党からも反対意見は提起されていない。

### 注

\*インターネット情報はすべて2005年10月28日現在である。

- (1) 諸外国の動向については以下の文献を参照。  
「欧州のウェブ・アーカイビング」『カレント・アウェアネス』275号, 2003.3, pp.17-24.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no275/doc0008.htm>>

王志庚「中国国家図書館のウェブ・アーカイビング」『カレント・アウェアネス』281号, 2004.9, pp.5-6.  
<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no281/doc0003.htm>>

河合美穂「Domain.uk - 英国のウェブ・アーカイビング」『カレント・アウェアネス』273号, 2002.9, pp.2-3.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no273/doc0001.htm>>

平野美恵子「カナダ図書館文書館を設立するための法律」『外国の立法』222号, 2004.11, pp.136-152.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/222/022207.pdf>>

平野美恵子「イギリスにおける2003年法定納本図書館法の制定」『外国の立法』223号, 2005.2, pp.95-117.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/223/022305.pdf>>

廣瀬信己「北欧諸国におけるウェブ・アーカイビングの現状と納本制度」『国立国会図書館月報』490号, 2002.1, pp.14-22.

- (2) 納本制度審議会「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」平成16年12月9日

<[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/a\\_toushin\\_2.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/a_toushin_2.pdf)>

同答申では、ネットワーク系電子出版物の収集を納本制度に組み入れることは困難であり、他の方法による収集が適当であるとされている。また、国立国会図書館はこの答申を受けて、インターネット情報の収集・利用に関する意見募集を行った。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/internet.html>>

- (3) 表現に正確を期すならば、ここで「国立図書館」という語を用いることは適切とはいえない。この点については後述する。
- (4) Entwurf eines Gesetzes über die Deutsche

Nationalbibliothek (DNBG) (BR Drucksache 396/05)

- (5) Gesetz über die Deutsche Bibliothek (BGBl. I 1969 S.265)
- (6) ドイツ・ビューヘライ、ドイツ・ビブリオテークは、いずれも日本語に訳せば「ドイツ図書館」となる。しかし、ここでは混乱を避けるため片仮名で表記する。ただし、本稿の後に掲載した「ドイツ国立図書館法案」の訳文では、両者をともに「ドイツ図書館」としたうえで原語を付記してある。
- (7) ドイツ音楽資料館は現在ベルリンに置かれているが、ライプツィヒ市にあるドイツ・ビューヘライの建物に統合されることが決まっている (BuB, 2005.4, S.57)。
- (8) この法律でいう「公表著作物(Medienwerk)」とは、有体と無体の如何を問わず、何らかの媒体によって公表され流通する著作物をいう。有体の場合には何らかの媒体上に情報を記録したものを指し、無体の場合は記録された情報そのものを指している。従って、有体であることが含意されている「出版物」よりも広い概念であると考えられる。
- (9) BR Drucksache 396/05 (Beschluss)
- (10) Bayerische Staatsbibliothek
- (11) Staatsbibliothek zu Berlin - Preußischer Kulturbesitz
- (12) 例えば、出版物の収集については、ドイツ図書館が収集を担当しているのは1913年以降にドイツで発行され、ドイツ語で著述され、またはドイツに関連した出版物である。これに対し、1912年以前に発行されたものや外国出版物については、他の2館が任に当たっている。

法案の理由書では、こうした機能分担による国立図

書館機能の達成を「バーチャルな国立図書館」と表現している。

- (13) 連邦参議院は、州政府の構成員によって組織される。すなわち、州は、連邦参議院を通じて連邦の立法や行政等に協力することとされている。(ドイツ連邦共和国基本法第50条及び第51条)
- (14) ドイツ図書館ホームページに掲載された連邦政府提出法案の草案に添付された文書による (該当箇所は文書の1ページ目)。

<[http://www.ddb.de/wir/pdf/kabinettsvorl\\_dnbg.pdf](http://www.ddb.de/wir/pdf/kabinettsvorl_dnbg.pdf)>

#### 参考文献

- ・ウテ・シュベンス (インタビュー) 「ドイツ図書館におけるデジタル出版物の長期保存 (デジタル・アーカイビング) について」『情報管理』43巻12号, 2001.3, pp.1137-1142.
- ・山岡規雄 「ドイツの納本制度 - 東西の統一と電子出版物への対応」『図書館研究シリーズ』34号, 1997.7, pp.151-163.
- ・山岡規雄・原秀成 訳 「1969年3月31日のドイツ図書館法 (1990年9月23日改正)」『図書館研究シリーズ』34号, 1997.7, pp.393-400.
- ・山岡規雄・原秀成 訳 「1982年12月14日のドイツ図書館への出版物の義務的納入に関する命令 (1994年10月25日改正)」『図書館研究シリーズ』34号, 1997.7, pp.401-405.
- ・山岡規雄・原秀成 訳 「1992年10月27日のドイツ図書館への義務見本の納入に伴う補償の許可方針」『図書館研究シリーズ』34号, 1997.7, pp.406-408.

(わたなべ ただし・海外立法情報課)

# ドイツ国立図書館法案

Entwurf eines Gesetzes über die Deutsche Nationalbibliothek (DNBG)

渡邊 齊志 訳

連邦議会は、次の法律を議決した。

国的専門機構及び国際的専門機構に参加すること。

## 第1条 法律上の地位、所在地

- (1) ドイツ国立図書館(以下「図書館」という。)を、ドイツ連邦共和国の中心的保存図書館かつ全国書誌センターとする。
- (2) 図書館を、ライプツィヒのドイツ図書館(Deutsche Bücherei)、フランクフルト・アム・マインのドイツ図書館(Deutsche Bibliothek)及びドイツ音楽資料館を有する、連邦直属の権利能力を有する公法上の施設とする。図書館の所在地は、フランクフルト・アム・マインとする。

## 第2条 任務、権限

図書館は、次の各号に掲げる任務を有する。

1. 次の各号に掲げる公表著作物(Medienwerk)を原状で収集し、整理し、書誌を作成し(erschließen und bibliografisch verzeichnen)、長期にわたり保存し(sichern)、かつ、公衆の利用に供し、並びに、中央図書館としてのサービス及び全国書誌サービスを提供すること。
  - a) 1913年以降にドイツで公表された公表著作物
  - b) 1913年以降に外国で公表されたドイツ語による公表著作物、ドイツ語による公表著作物の他言語への翻訳及びドイツに関する外国語で書かれた公表著作物
2. ドイツ亡命者記録保管所(1933-1945)、アンネ・フランク・ショアー図書館及びドイツ図書博物館を運営すること。
3. 国内外の専門施設と協力し、並びに、全

## 第3条 公表著作物

- (1) 公表著作物とは、有体で頒布され、又は、無体で公共の利用に供される、文字、図像及び音声によるすべての表現をいう。
- (2) 有体の公表著作物とは、紙、電子的な情報媒体及び他の媒体上のすべての表現をいう。
- (3) 無体の公表著作物とは、公開されたネットワーク上にあるすべての表現をいう。
- (4) 音楽を主としていない映画作品及び専ら放送で流される作品は、この法律の規定の適用を受けない。

## 第4条 定款、利用、費用負担義務

- (1) 図書館は、管理委員会が構成員の4分の3の多数をもって発する規約に服する。規約は、文化及びマスメディアを所管する最上級の連邦官庁の承認を必要とし、かつ、連邦官報で公示されなければならない。
- (2) 図書館の蔵書は、管理委員会が発する利用規則に従い、公衆が自由に利用できるものとする。
- (3) 蔵書の利用及び図書館のサービスの給付に対する要求は、原則として費用負担義務を伴う。詳細は、管理委員会が発する費用規則により定める。費用規則は、文化及びマスメディアを所管する最上級の連邦官庁の承認を必要とする。

## 第5条 機関

次の各号に掲げるものを図書館の機関とする。

1. 管理委員会
2. 図書館長
3. 審議会

## 第6条 管理委員会

- (1) 管理委員会は、13名の構成員により構成される。構成員は、第1号から第3号までの基準に従って決定される。
  1. 連邦政府は5名を派遣し、うち3名以下を文化及びマスメディアを所管する最上級の連邦官庁から派遣する。
  2. ドイツ書籍出版販売取引業者組合は3名を派遣する。
  3. ドイツ学術振興会、ドイツ音楽出版社連盟、連邦音楽産業連盟、フランクフルト・アム・マイン市当局及びライプツィヒ市当局は、それぞれ1名を派遣する。いずれの構成員に対しても代理を置くものとする。
- (2) 委員長は、連邦政府が派遣する、文化及びマスメディアを所管する最上級の連邦官庁に所属する構成員が務める。
- (3) 管理委員会は、7名以上の構成員が出席している場合に議決能力を有する。この法律が別の要件を定めていない限りにおいて、管理委員会は単純多数決により決定を行う。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 管理委員会は、図書館及びその発展のために基本的な事項又は経済的に大きな意味を有する事項のすべてにつき決定を行う。管理委員会は、特に予算案を確認し、会計検査の終了後、図書館長の業務執行を是認し、及び、第20条の規定に基づく法規命令の案に対し意見を表明する。管理委員会は、図書館の任務遂行を監視する。管理委員会は、個別の事例について、第1文に定める事項における権限を図書館長に委任することができる。
- (5) 詳細については定款で定める。

- (6) 管理委員会の委員長は、最上級の所轄官庁とする。委員長は、最上級の所轄官庁としての地位から発生する個別の権限を図書館長に委任することができる。

## 第7条 図書館長

- (1) 図書館長は、図書館の職務を遂行する。図書館長は、管理委員会又は最上級の所轄官庁としてのその委員長が所轄しない範囲で、図書館における事項のすべてにつき決定を行う。
- (2) 図書館長を、図書館の裁判上及び裁判外の代表者とする。図書館長を、図書館の公勤務者 (Bedienstete) の上司とする。

## 第8条 審議会

- (1) 審議会は、図書館に係るすべての要件について管理委員会及び図書館長に助言を行う。ドイツ音楽資料館に関する特別な事項については、ドイツ音楽資料館審議会管理委員会及び図書館長に助言を行う。
- (2) 管理委員会は、審議会の構成員として12名以下の専門家を任命し、その半数はドイツ書籍出版販売取引業者組合の提案に基づき任命される。ドイツ音楽資料館審議会の委員長も審議会に所属する。
- (3) 管理委員会は、ドイツ音楽資料館審議会の構成員として12名以下の専門家を任命し、その4分の1ずつをドイツ音楽出版社連盟及び連邦音楽産業連盟の提案に基づき任命する。審議会の委員長もドイツ音楽資料館審議会に所属する。
- (4) 詳細については定款で定める。

## 第9条 合法性の監督

文化及びマスメディアを所管する最上級の連邦官庁は、図書館の合法性を監督する。

**第10条 官吏**

- (1) 図書館は、公務員法大綱法第121条にいう、官吏を雇う資格を有する。
- (2) 図書館長並びにライプツィヒ及びフランクフルト・アム・マインにおける常任図書館長代理は、管理委員会の提案に基づき連邦大統領がこれを任命する。提案は、管理委員会の構成員の3分の2の多数を必要とする。
- (3) 管理委員会の委員長は、任命権限が定款により図書館長に委任されていない範囲で、他の官吏を任命する。

**第11条 被用者**

職員 (Angestellter) 及び労働者 (Arbeiter) の労働関係には、連邦の被用者に対して適用される労働協約及び他の規定が適用されなければならない。

**第12条 住宅福祉**

図書館及びその公勤務者には、連邦の建設、住宅及び賃借に関する規定が準用される。

**第13条 予算、会計検査**

- (1) 図書館の予算制度、現金制度及び会計制度並びに決算書作成及び会計検査については、連邦に対して適用される規定が適用される。
- (2) 予算案の確認及び会計検査終了後の図書館長の業務執行の是認に関する決定は、管理委員会の構成員の3分の2の多数を必要とする。予算事項に関する決定は、連邦政府代理人の承認を必要とし、その承認に際しては、当該事項に関する投票行動は統一的にのみ行うことができる。
- (3) 予算案は、文化及びマスメディアを所管する最上級の連邦官庁の承認を必要とする。
- (4) 連邦は、財政資金を連邦予算の基準に従って任意に使用させる。

**第14条 納入義務**

- (1) 納入義務を負う者は、第2条第1号aの規定に基づく有体の公表著作物2部を、第16条第1文の規定に従って納入しなければならない。貸し出されるだけの楽譜 (貸出用資料) については、納入義務を負う者は1部を、第16条第1文の規定に従って納入しなければならない。
- (2) 最初に頒布権を有する者が所在地、事業所又は主たる住所をドイツに置いている場合には、納入義務を負う者は、第2条第1号bの規定に基づく公表著作物1部を、第16条第1文の規定に従って納入しなければならない。
- (3) 納入義務を負う者は、第2条第1号aの規定に基づく無体の公表著作物1部を、第16条第1文の規定に従って納入しなければならない。
- (4) 公表著作物が頒布され、又は、公共の利用に供されてから1週間以内に納入義務が履行されない場合には、図書館は、督促を行い、かつ、その後3週間を経過しても成果を得られないとき、当該公表著作物を、納入義務を負う者の費用負担により他の方法で入手する権限を有する。

**第15条 納入義務者**

公表著作物を頒布し、又は、公共の利用に供する権利を有し、かつ、所在地、事業所又は主たる住居をドイツに置いている者は、納入義務を負う。

**第16条 納入手続**

納入義務を負う者は、公表著作物を、完全に、欠陥が無く無期限に利用可能な状態で、かつ、図書館による継続的なアーカイビングに適合させて、無償又は納入義務を負う者の費用負担により、頒布され、又は公共の利用に供されてから1週間以内に、図書館又は図書館により指定



された機関に納入しなければならない。無体の公表著作物については、図書館の基準に従って収集 (Abholung) に備えることもできる。

### 第17条 情報提供義務

納入義務を負う者は、図書館に対し、公表著作物を納入する際に、無償で、図書館の任務遂行に必要な情報を、求めに応じて提供しなければならない。納入義務者が前文に規定する義務を履行しなかった場合には、図書館は、頒布され、又は、公共の利用に供されてから1月が経過した後、当該情報を、納入義務者の費用負担により他の方法で入手する権限を有する。

### 第18条 補助金

無償による引渡しが無償に重い負担となる場合には、図書館は、有体の公表著作物について、納入義務者に対し、申請に基づき、納入されたものの製作費用に対する補助金 (Zuschuss) を供与する。詳細については法規命令で定める。

### 第19条 過料規定

- (1) 次の各号のいずれかの行為をなした者は、秩序違反とする。
1. 第14条第1項、第2項又は第3項の規定に反し、公表著作物を納入せず、適切に納入せず、完全には納入せず、指示された方式で納入せず、又は、適時に納入しなかった場合
  2. 第17条第1文の規定に反し、情報を提供せず、適切に提供せず、完全には提供せず、又は、適時に提供しなかった場合
- (2) 業として納入義務を負う者が第1項に掲げる行為を過失によりなした場合には、秩序違反とする。

- (3) 秩序違反は、1万ユーロ以下の過料に処することができる。
- (4) 図書館は、秩序違反法第36条第1項第1号にいう行政官庁とする。

### 第20条 命令の授権

義務的納入の秩序正しい遂行のために、及び、図書館の代替できない費用及び不当性を回避するために、連邦政府の文化及びマスメディアを所管する構成員は、法規命令により次の各号について定める権限を付与される。

1. 収集、整理、書誌作成、保存及び利用提供に公共の利益がない場合において、特定の種類の公表著作物の納入義務及び収集義務の制限
2. 義務的納入の対象となる公表著作物の性質及び公表著作物が異なる版で頒布され、又は、公共の利用に供されている場合における納入
3. 公表著作物の納入手続
4. 補助金供与の条件及び手続

### 第21条 州の法令

公表著作物の納入に関する州の法令は、この法律の影響を受けない。

### 第22条 施行、失効

この法律は、公布の翌日から施行される。同時に、2001年10月29日の命令 (連邦法律公報第I部2785ページ、2800ページ) の第73条により最終改正された1969年3月31日のドイツ図書館法 (連邦法律公報第I部265ページ) は失効する。

(わたなべ ただし・海外立法情報課)